発行所
三池炭鉱労仂組合
大牟田市不知火町2
電話 ③3033番
③3034
編集兼発行人 山下 開
半年間600円 送料共

三作労組春闘を妥結

四八ストに見せた団結の力

三池製作所労組は、かねて組合員一人平均三万八千二百七十円の賃上げを要求、春闘をすすめていたが、この二十五日、「賃上げ二万五千円、一時金五千円」の会社回答をもって妥結した。

同労組は二十三～四日四十八時間ストを行ない、ついで二十六～七日同じ四十八時間スト突入の計画だったところ、その直前右の回答となったもの。同労組が団結の力を回復したことは、大牟田の全労働者にとっても力強いことというべきだ。

三川指導部の掲示板にはられた、壁新聞。明らかに三池新労組幹部は、すでに重大決意をせまられているのだが……。

続く新石炭政策めざす闘い

炭労、賃上げなど勝取る

春闘さらにつづく参院選

炭労は、四月二十六日右炭資本が出してきた〝最終回答〟（別項を参照のこと）をもって、同月十一日の第一波スト以来実力行使に突入、闘ってきた春闘を収拾することをきめた。なお、新しい石炭政策の確立をめざす闘いは、なお続行することになるが、そのことからしても炭鉱労働者にとって、いよいよ目前にせまった参議院選挙はかり知れぬほどの重要性を加えてきた。

炭労は二月十六日に、要求を資本・政府に提出して以来、一貫して次の指標をかかげて七四春闘を闘い続けてきた。

(1)新石炭政策の確立。
(2)賃金・災害補償・特定休日に関する要求。
(3)国民春闘重点要求の実現。
(イ)生活困窮者世帯に対する一時金三万円支給。(ロ)年金をはじめ、諸給付に対する緊急スライド制の確立と実施。(ハ)公共料金二カ年凍結。(ニ)最低賃金・労働時間短縮・雇用に関する諸制度の確立）

炭労は右の要求をもって四月十一日に第一波の二十四時間ストを十六日に第二波の同じ二十四時間スト、十九日に第三波の四十八時間スト、ひきつづき二十三日に第四波の四十八時間ストをうちながら、闘ってきた。

その間資本側は、たとえば賃上げについて見れば、一万千百円の一次回答を、つづいて千百七十円の二次回答を提示してきた。

もちろんこれらの回答は、すでに三万円～四万円とうち続く一般の回答状況のなかで、しかもこれまで長く最低の賃金と、独占度の高い産業にも似合わず、まさに零細企業なみのひどい労働条件のもとで苦しい暮らしを強いられてきた炭鉱労働者として、とうていうけ容れられるものではなかった。

炭労は二十六日、断固第五波の四十八時間ストへの突入をめざし、炭労は、そこで計画していた第五波ストを中止、七四春闘における実力闘争を収拾することにした。

炭鉱労働者の七四春闘で、一つの注目すべきことがあった。

それはほかでもなく、全炭鉱（同盟加盟）が実力を行使しながら闘ったことである。

全炭鉱の実力行使はまず二十四時間ストをもってはじまり、二十三日の四十八時間スト突入へと強化されていった。

ただ全炭鉱といっても、その組織の六～七割を占める三池新労が、七四春闘でもまたその幹部の裏切りによって、終始闘いに頬かむり、一分間の実力行使をさえ行なわないことを原則とすること。

ロ、新たに国の全額出資による「石炭公団」を設立し、国内炭・輸入炭の買取り、輸入および販売は、すべて同公団の専業とすること。

ハ、輸入炭の輸入には、国内炭への影響をあたえないことを前提とし、この場合、一般炭は将来にわたって行なわないことを原則とすること。

ニ、新鉱の開発・閉山炭鉱の再開発も、具体的構想を明示すること。この構想にもとずく開発事業は、「石炭公団」で行なうこと。

ホ、今後完全な炭量枯渇の場合をのぞき、一切の閉山を停止すること。

(2)炭鉱労働者の労働条件、生活環境の改善

イ、賃金、期末手当、退職金などの大幅な引き上げを行ない、全産業を通じて最高のものを確保すること。また住宅、福利施設などの抜本的な改善を行なうなど、近代的な生活環境を確立すること。

ロ、炭鉱における労働時間の短縮については、すでにILO勧告で「週四十時間労働」がうち出されており、したがってこれをふまえて短縮をはかる具体的措置を確立すること。

ほかに、保安体制の確立、近代的な生産機構・流通機構の確立、産炭地振興策（以上省略）を要求している。

春闘こそ妥結するものの、新石炭政策（第五次）の確立をめざす炭労の闘争は、きたる参議院議員選挙と結合しながら、依然として続けられてゆく。炭労は二月二十一日、田中総理大臣に対して、この問題に関する申入れを行なっている。これは重要な内容をなしているので、次にその概要を紹介しておこう。

公団で、総合的計画を

労働条件も抜本的改善

炭労の新石炭政策要求内容

新総合エネルギー政策の確立について

(1)新総合エネルギー政策は、①エネルギーの「安全供給」を第一の観点とすること。②このうえに立って、国内資源（なかんずく石炭資源）の将来にわたる位置づけを改めて明確にし、その完全有効な開発利用をはかること。③個々のエネルギー情勢の変転に左右されない、長期の展望に立ったものとすること――などを基調として確立すること。

(2)新たに「資源エネルギー省」を設置し、総合的な資源エネルギー行政を推進すること。

新石炭政策の確立

(1)長期的な石炭総合開発計画の策定など。

イ、政府は新たな観点に立った炭量調査をおこない、これをふまえて石炭の拡大生産をめざす長期・総合的な石炭資源の開発計画を策定すること。

ロ、新たに国の全額出資による「石炭公団」を設立し、国内炭・輸入炭の買取り、輸入および販売は、すべて同公団の専業とすること。

ハ、輸入炭の輸入には、国内炭への影響をあたえないことを前提とし、この場合、一般炭は将来にわたって行なわないことを原則とすること。

ニ、新鉱の開発・閉山炭鉱の再開発も、具体的構想を明示すること。この構想にもとずく開発事業は、「石炭公団」で行なうこと。

ホ、今後完全な炭量枯渇の場合をのぞき、一切の閉山を停止すること。

(2)炭鉱労働者の労働条件、生活環境の改善

イ、賃金、期末手当、退職金などの大幅な引き上げを行ない、全産業を通じて最高のものを確保すること。また住宅、福利施設などの抜本的な改善を行なうなど、近代的な生活環境を確立すること。

ロ、炭鉱における労働時間の短縮については、すでにILO勧告で「週四十時間労働」がうち出されており、したがってこれをふまえて短縮をはかる具体的措置を確立すること。

ほかに、保安体制の確立、近代的な生産機構・流通機構の確立、産炭地振興策（以上省略）を要求している。

会社の最終回答内容

賃上げ三万千五百円

別項のように、炭労は二十六日春闘のストライキを中止したが、会社側の最終回答は次の通り。

賃金関係

一方一、四〇〇円（うち三三%―四六二円の修正給をふくむ。一、四〇〇円×二三・五方＝三一、五〇〇円）

災害関係

(イ)弔慰金、
有扶養者一、〇〇〇万円（現行七〇〇万円）。単身者七五〇万円（現行五二五万円）

(ロ)障害見舞金
一級＝五〇万円（現行二三万円）、退職餞別金三〇〇万円（現行二一〇万円）
二級＝三〇万円（現行一五万円）、退職餞別金一八〇万円（現行一二六万円）
三級＝一八万円（現行八万円）、退職餞別金九〇万円（現行六三万円）

(ハ)交通災害（通勤途上災害）関係＝これは新設
死亡見舞金＝有扶養者五〇万円、単身者三〇万円
初診料＝会社負担（二〇〇円）
待機手当＝三日間は六〇%会社負担

特定休日関係

四日間とする。
公私傷病は、賃金算定の基礎に入れる。